

## 比良野家離れ座敷・長屋門を新たに勝山市文化財に指定

9月2日、勝山市野向町龍谷51-24に所在する比良野家離れ座敷と長屋門（所有者：比良野八郎右工門氏）の2件が、新たに勝山市指定有形文化財（建造物）に指定されました。これにより、勝山市指定文化財は65件となりました。

離れ座敷は享保9年（1724）2月に建てられ、藩主や幕府巡検使の接待の場、俳諧の句会の座として使用されたものです。

また、長屋門は延享4年（1747）3月に建てられ、茅葺き屋根だったものを慶応3年（1867）に瓦に葺き替えた記録が残っています。離れ座敷同様、勝山藩主・幕府巡検使を迎えるのにふさわしい門構えの遺構として、貴重なものです。

比良野家は、江戸時代、勝山藩の大庄屋役を務めた家柄で、持高380石余りを有する豪農でした。藩主が外出したりする時などに、たびたび「本陣」として利用されました。



比良野家離れ座敷正面



比良野家長屋門（屋敷内から）

問 史跡整備課 ☎88-1113

## 65歳以上のかたへ

# 介護保険制度のお知らせ

要介護認定・要支援認定を申請される皆様へ

平成21年10月から

要介護認定の調査方法が一部見直されました

Q 今回の見直しは、なぜ行われるのでしょうか？

A 平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者などからなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。

具体的には、「認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとする」など、調査項目の考え方が一部変更されました。

Q 今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わるのですか？

A 要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決ま

ります。これまで通り、「要支援1」「2」、要介護「1」「2」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

Q 更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか？

A 9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月から、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されたことから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

### 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料について

介護保険料減免制度をご存知ですか

災害などの特別な事情で保険料の納付が困難な場合には、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳しくは、ご相談ください。



配食サービスを通して

見守りを行います

●給食サービス事業

調理などが困難なかたを対象に、健康などを動案した食事を配達し安否確認を行います。1食210円のご負担をいただきます。

問 健康長寿課 ☎87-00000

○被保険者本人またはその世帯の生計を支えるかたが、震災・風水害・火災などの災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた場合  
○世帯の生計を支えるかたが、失業などの事由により収入が著しく減少した場合

※今年度における、介護報酬改定による介護保険料の上昇分は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金により、一部抑制されています

### 高齢者の在宅生活を支援します

介護保険対象外の支援を必要とするかたへの事業をご紹介します

市では、高齢者が自立した生活を継続できるように、介護保険対象外の支援を必要とするかたに対し、次のような事業を実施しています。

生活不安を解消し、今の暮らしをより安心して安全なものにするために、これらの事業をご活用ください。

自立した生活をお手伝いします

●軽度生活援助事業

軽易な日常生活の援助（買い物、掃除、調理、洗濯、除雪）を行います。経費の一部は利用者が負担します。

### 高齢者総合相談窓口 地域包括支援センター「やすらぎ」

高齢者が住み慣れた地域で、そのらしい生活を送るために、介護予防サービスをはじめ、さまざまなサービスが継続的に提供される必要があります。市では、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センター「やすらぎ」を設置・運営しています。高齢者やその家族の相談・心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

問 地域包括支援センターやすらぎ

☎87-00000



（1回）1時間200円、除雪の場合は、1回（1時間）につき300円）  
対象者▼65歳以上の高齢者世帯などで、要介護認定を受けていないかた。ただし、除雪の場合は要支援以上のかたがいる世帯

近くに身寄りがいなくて

屋根雪下ろしに困っているかたへ

●地域ぐるみ雪下ろし支援事業

雪下ろしにかかる費用として1回につき7000円が助成されます。一冬期間の助成回数は2回以内です。（地区により4回）

対象者▼65歳以上の高齢者世帯などで、かつ要介護者として市の名簿（福祉票）登載者で、市内に子どもおよび親族が居住していない市民税非課税世帯



いざというときのために

●緊急通報システム設置事業

病弱なため、緊急時の対応が困難な世帯に、シルバーコールを設置します。市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかたは、市民税課税世帯のかたは、月額199円のご負担をいただきます。

対象者▼65歳以上の高齢者世帯